

国際財務報告基準とXBRL

International Financial Reporting Standards and XBRL

阿 部 仁*

Hitoshi ABE

1. はじめに
2. IFRSを取り巻く動向
3. XBRLを取り巻く動向
4. IFRSとXBRL
5. まとめ

1. はじめに

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : 以下IASBとする) の作成する会計基準は国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : 以下IFRSとする) と呼ばれ, このIFRSを何らかの形で自国の会計基準に導入する動きが世界規模で進んでいる。会計基準のコンバージェンス (収斂) に注目が集まった時期を経て, 現在は会計基準をIFRSに近づけていく努力よりも, すでにできあがっているIFRSを, そのままもしくは何らかの形で自国の会計基準として取り入れるアドプション (採用) と呼ばれる適用形態に大きくシフトしている。

2007年11月, アメリカの証券取引委員会 (Securities and Exchange Committee : 以下SECとする) は, まずIFRSを採用する外国企業に対して課していたアメリカ基準との差異調整表を廃止することを表明¹, 2008年11月には一定の条件を付与してはいるが, アメリカ国内企業に対してもIFRSを会計基準として採用することを段階的に検討しはじめることを決定した²。これは歴史的な出来事であった。また世界の会計基準をリードしてきたアメリカの会計基準設定主体である財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : 以下FASBとする) もこの方針に従って, IASBとの間で定期的に会合を持ちながら共同で積極的に基準調整をおこなっている³。

* 経営情報学科－会計学

Department of Business Administration and Information Science – Accounting

このアメリカの方向転換は日本をはじめ、世界各地でIFRSのアドプションを検討している国々に大きな影響を与えた。IFRSはすでに世界110カ国以上で採用されており⁴、まさにグローバルな統一基準としての地位を確かなものになっている。

統一的な会計基準の適用にはさまざまな論議がある。しかし長期的に見れば企業情報の比較可能性の確保や管理コストの軽減など、企業を取り巻く利害関係者や企業の会計・開示制度に大きなメリットを与える。今後、会計基準の統一化がすすむことを想定すると、次段階として統一基準で作成された会計情報の利用しやすさが問題となる。これに適合する財務報告用のコンピュータ言語がXBRLである。XBRLは財務情報の2次利用を想定しており、財務報告形式のグローバルスタンダードを目指している。

本論文では、IFRSを取り巻く世界的な動向、ならびにXBRLの世界各国への浸透状況等を見ながら、IASBがIFRSの普及とともにXBRLの普及にも非常に積極的に取り組んでいることに注目し、会計基準（IFRS）と報告様式（XBRL）の動向について考察を試みる。

2. IFRSを取り巻く動向

(1) グローバル基準となったIFRS

IFRSの歴史は、1973年に創設された国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：以下IASCとする）に遡る。この委員会は多国籍企業の台頭により、国ごとに異なっている会計基準が企業活動の妨げになることを危惧し、主要国の職業会計士団体によって会計基準の調和を目指すために設立された民間機関であった⁵。作成される会計基準は国際会計基準（International Accounting Standards：以下IASとする）と名付けられた。IASは代替案の多い会計基準であり、世界的にも大きく注目されることはなかったが、1987年頃より世界各国の証券市場を管理する政府機関が加盟する証券監督者国際機構（IOSCO）が関与することによって、洗礼された会計基準へと変貌を遂げることとなる。2001年にはIASCは国際会計基準審議会（IASB）へと名称および大幅な組織変更をおこない、会計基準はIFRSとして公表されるようになった。2005年よりEUが域内の上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用したことがきっかけとなり、何からの形でIFRSを採用する国は前述したように110カ国を超えている。2010年にはブラジル、2011年には韓国、インド、2012年にはシンガポールがIFRSを会計基準として採用する予定である⁶。

(2) アメリカのIFRSへの対応の変化

アメリカは前述したように、2007年11月、SECに登録する外国企業に対して、

IFRSに基づいて作成された財務諸表を差異調整表なしで受け入れることを表明し、2008年11月にはひとつの国、ひとつの市場において2つの会計基準が存在することを問題視し、比較可能性の観点からアメリカ国内企業についてもIFRS適用の検討を開始することを表明した。2011年にすべてのアメリカ企業にIFRS適用を義務づけるか否か決定するとしている。ただ、アメリカのスタンスは現在のIFRSをそのまま受け入れるのではなく、IASBとFASBとの共同作業によってIFRSをアメリカの思想がより反映された基準に変えていこうとする意図が含まれていることを忘れてはならない。

SECがIFRSのアドプションを検討し始めた理由についてはさまざまな指摘がある。たとえば、IFRS（当時はIAS）がIOSCOによる承認を受けEUをはじめ世界各国がIFRSの使用を検討し始めたこと、アメリカ基準がエンロン・ワールドコムなどの粉飾決算問題を受けて世界的な信用を失ってしまったこと、アメリカ国内において他国企業への投資が活発になっていること、アメリカの複雑かつ詳細な会計基準が敬遠されるようになってきたこと、などが挙げられるが、電子開示の進展によって、財務諸表のXBRL化が世界的に進む傾向にあったこともその理由のひとつとして指摘できるのではないだろうか。

開示書類をXBRL形式のデータで作成する場合には、会計基準に適合したタクソノミの開発や保守が必要となる。タクソノミは会計基準ごとに作成されるため、アメリカはアメリカ基準のタクソノミを、日本は日本基準のタクソノミを開発・保守しなければならない。今後IFRSによるコンバージェンスが進んでいくことを想定すれば、アメリカがコストのかかるタクソノミの開発・保守を嫌い、一方でIASBが積極的にタクソノミの開発・保守をおこなっていることをアドプションの考慮要件のひとつとしたことも否定できないと考えられる。

(3) 日本のIFRSへの対応

日本は2007年8月に財務会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan：以下ASBJとする）とIASBの間で締結された「東京合意」に基づいて、日本基準とIFRSのコンバージェンスを加速化すべく具体的な作業を進めている⁷。当時の日本のスタンスは、日本基準を堅持しつつ、IFRSとの差異を解消していくというもので、IFRSのアドプションを意味するものではなかった。この点についてはアメリカがIFRSに対して採用した方針と大きな隔たりがあった。

FASBの設立は1973年であるが、日本においてプライベートセクターの会計基準設定主体であるASBJが設立されたのは2001年である。日本がIFRSをアドプションするのであれば、苦勞して設立した基準設定主体の役割に疑問が呈されることも想定され、その存続が危惧されるという懸念が生じる可能性があったのかもしれない。しかし、あくまでもコンバージェンスを追求し続けることは世界的な流れからは逸れて

ゆく結果となった。

そのような状況のもと、2008年10月、日本経済団体連合会は意見書「会計基準の国際的統一化へのわが国の対応」を公表し、その中でIFRSを採用するプロセスについて検討することを提言している。これを受け2009年6月、企業会計審議会は「わが国における国際会計基準の取り扱いについて（中間報告）」を公表し、IFRSをどのように採用することが日本にとって適切かを詳細に検討している。同年7月にはIFRS対応会議および各種委員会が発足し、経済団体連合会、日本公認会計士協会、財務会計基準機構が一体となってIFRS採用に向けて対策を講じることになっている。いよいよアドプションが目前に迫っていると感じさせる⁸。

今後はコンバージェンスを進めつつ、世界的な動向を見ながらアドプションの可能性についても探っていくことになる。日本はこれまでコンバージェンスに積極的に取り組み、IFRSとの差異を減らす努力をしてきた。その際、たとえば企業結合会計における持分プーリング法の廃止や後入先出法の廃止など、日本の商習慣に馴染んだ会計処理方法の改廃もコンバージェンスを進める観点から実行してきた。しかしアドプションが検討されている現時点においては、これまでのコンバージェンスの有用性を否定はしないが、日本の会計基準には日本独自の会計慣行を残しておいてもよかったのではないだろうか。

3. XBRLを取り巻く動向

世界各国においてXBRL形式のデータが積極的に採用されはじめている。ただし、そのスピードは会計基準のコンバージェンスに比して遅いと言わざるを得ない。また電子開示システムと連動し財務諸表への適用というよりも金融機関、公共機関、省庁間での効率的なデータ交換のために利用されているケースが多い。日本の電子開示システムであるEDINETでは、2008年度より金融庁に提出する有価証券報告書等のうち、財務諸表部分はすべてXBRL形式のデータとすることを義務化し、このデータを公開しているが、これは世界的に見ても先駆的な取り組みであるといわれる。

(1) アメリカの動向

XBRLはもともとアメリカで開発された財務報告用のコンピュータ言語であるが、電子開示システムEDGARへのXBRL形式によるデータ提出の義務化には慎重なプロセスが取られている⁹。2008年秋以降、リーマンショック等の影響があり、EDGARや新しい開示システムのIDEAへのXBRL形式のデータ導入スケジュールは大幅に見直されることとなった。2008年12月17日、SECは声明を出し¹⁰、義務化のプロセスの修正を公表した¹¹。当初の計画より半年先送りされ、図表1に示すようになった。

図表1 EDGARシステムへのXBRLの導入時期等

適用年	適用時期	対 象	財務諸表
1 年目	2009年 6 月15 日以降に終了 する会計年次 からの適用	アメリカ企業ならびにUS GAAPを採用する外国企業の大規模早期適用企業のうち株式時価総額が50億ドル以上の企業	10-K 10-Q 20-F
2 年目	2010年 6 月15 日以降に終了 する会計年次 からの適用	上記以外の大規模早期適用企業	10-K 10-Q 20-F
3 年目	2011年 6 月15 日以降に終了 する会計年次 からの適用	U.S GAAPを採用するすべての企業	10-K 10-Q 20-F
		IASBの発行するIFRSで作成された財務諸表を提出している外国企業	20-F

出所：SEC, “Interactive Data to Improve Financial Reporting”, January 30, 2009, pp.20-29を参考に作成。

アメリカではXBRLの導入準備が着々と進んでいるが、まだまだ課題も指摘されている。日本企業と同様にアメリカ国内企業においても最終的にSECへの提出書類は一括して外部業者に委託している場合が多く¹²、担当者や担当部署がXBRLについて十分な知識を持ち合わせていないことも少なからずあるようである¹³。

開示書類は企業が公表する正式文書であり、日本においてもXBRL導入後に、企業のミスというべき多くの問題が発生したが、同様のことが起きないように対策を講じるべきであろう¹⁴。

(2) 欧州の動向

欧州では、以前よりXBRLが活用されているが、財務情報をXBRL化し投資家への情報提供と行うことよりも、政府機関や監督官庁による業務の効率化を目指した利用が多くみられていた¹⁵。しかし近年、イギリスのようにタクソノミの開発に力を注ぐことによって企業が積極的にXBRLを利用できる環境が徐々に広がりつつある。

イギリスでは、金融監督庁（FSA）が2005年より同庁への提出物の様式についてXBRLを採用している。また2003年より内国税歳入局において、XBRLを使用した申告を受け付けているが、2010年からは法人税申告をXBRLでの受領に全面的に移行することを公表している。財務データをコンピュータで自動処理することによって、透明性が高まるとともに業務が効率化し、企業と政府（HM Revenue Customs）の

双方にとってコスト削減につながるとしている¹⁶。また政府機関での利用のみならずXBRL UKはイギリス基準に対応したタクソノミを作成し、その普及に努めている。イギリスでは「UK-IFRSタクソノミ」および「UK-GAAPタクソノミ」の2つのタクソノミが用意されている。上場企業の連結財務諸表にはIFRSが強制適用されているが、上場企業の個別財務諸表や非上場企業ではIFRSの適用は容認にとどまる。これらの企業はイギリス基準を使用することができるため、2種類のタクソノミが用意されているのである。今後、会計基準が整理されることが予想されるが、タクソノミの作成に積極的に取り組んでいるところから、XBRLの企業への導入も将来的には拡大することが考えられる。

スペインでは、スペイン証券取引所がすでにXBRLを導入しており、3,000以上の上場企業がXBRLを利用して財務情報の提出をおこなっている。また20,000以上のXBRL化された企業レポートが利用できる。またスペイン中央銀行は金融機関からの定期的な財務データをXBRL形式で受領している。デンマークではデンマーク商務・企業庁が会社登録を行うシステムを2001年にXBRLタクソノミをベースに構築している。さらに2003年からはIFRS/IASのタクソノミをベースにした財務報告用のシステムが運用されている。オランダでは、“Dutch Taxonomy Project”において、すべての政府機関がXBRLを使用することによって、業務負担を4年間で25%減少させることに協力して取り組んでいる¹⁷。また、さまざまな政府機関が独自にXBRLを活用している。ベルギーでは、ベルギー中央銀行が中心となり非金融企業の財務諸表を収集するためにXBRLフォーマットに準拠したタクソノミ開発を推進している。ドイツではドイツ国税庁が納税申告にXBRLを導入すべく準備を進めている。また法兰克福証券取引所や民間企業でのXBRL採用の動きがある¹⁸。

(3) アジア・パシフィック地域

オーストラリアでは、オーストラリア金融監督局（APRA）が2001年より、世界の金融監督機関で初めて11,000の銀行からの報告様式にXBRLを採用している。タクソノミやその他必要なツールがAPRAのホームページに用意されている。またオーストラリア財務省課税局では、税金の申告にXBRLを利用している。

ニュージーランドでは、ニュージーランド証券取引所がデータ受領の効率化、企業の規制・申告データの電子的な分析およびアナリストへのXBRLデータ提供を目的とし、パイロットプロジェクトにおいて、一部の上場企業によるXBRLを使用した規制対応申告を実施している。

また韓国では韓国証券取引所が企業情報を投資家、アナリスト向けにXBRL情報に変換し提供している。中国では中国証券管理監督委員会が上海・深センの証券取引所に上場する約1,500社に対して、XBRLによる報告書の提出を要求・財務情報の提供

を開始している¹⁹。また、タイ証券取引所でも2008年よりXBRLを導入している。

4. IFRSとXBRL

(1) IASBの基本スタンス

IASBは運営団体である国際会計基準委員会財団（International Accounting Standards Committee Foundation：以下IASCFとする）と共同でXBRLを導入するための取り組みをおこなっている。IFRSが会計基準のグローバルスタンダードとなり、開示様式ではインターネットによる電子開示がこれからの開示手段のメインになっていくことから、XBRLを用いた財務報告がグローバルスタンダードとなることが予想される。したがって、IASCFは早い段階からIFRSのXBRLへの対応を検討している。

(2) XBRLの特徴点とIFRS

XBRLは財務報告用に開発されたコンピュータ言語である。その特徴として次のような点が指摘される²⁰。

- ①情報の2次利用が容易になること
- ②プラットフォームに拘束されないこと
- ③多言語対応であること
- ④国際仕様であること
- ⑤会計専門家が開発に関わっていること

それぞれの特徴点がインターネットでこれまで主流であったHTMLと比較すると優位性があるが、IFRSとの関連性を考えると、また異なった側面から優位性が指摘できる。①で示した情報の2次利用性はXBRLのもっとも大きな特徴点である。XBRLで作成された財務諸表は、分析用のソフトや各種分析ツールにデータを入力する際、再入力が必要がなく、ダイレクトにデータが活用できる。これまで情報利用者が財務諸表分析をおこなう場合、紙ベースにプリントアウトした情報を再度、入力し直すというプロセスが必要であった。XBRLを利用することによって時間の節約および転記のミス等も大幅に減らすことができる。また複数の企業の財務諸表から同一項目を抽出したり、経営分析に関しても算出したい比率について計算式をプログラムしておけば結果を即座に表示できたり、その可能性は無限に広がっている。IFRSによって会計基準の統一が図られると、情報の比較可能性が格段に上がるため、このXBRLの機能が大いに役立つこととなる。

また②や④で示すように、XBRLは特定のソフトやハードに依存することなく、またXBRL Internationalという世界規模の組織が一体的に規格を規定し運営をおこなっ

ているため、国やローカルのルールに作用されにくい。これもIFRSがIASBによって一体的に基準作成され、かつ世界共通ルールである状況と共通すると考えられる。

③の特徴点もIFRSとよくなじむ性質だといえる。情報利用者にとって、同じ会計基準で作成された財務諸表は比較可能性の観点からも有意義であるが、財務諸表の表示言語は基本的に母国語が採用されるため翻訳の手間が生じる。XBRLそれ自身には翻訳機能はないが、あらかじめ複数言語を登録することができ、容易に言語の変更が可能のため、財務データ活用の利便性の向上が見込まれる。

以上のように見てくると、IFRSで作成された財務諸表をXBRLによって電子化し、インターネットを利用した電子開示システムで公開するという開示方法が、多くの利便性を見いだすことができるベストな組み合わせだといえる。

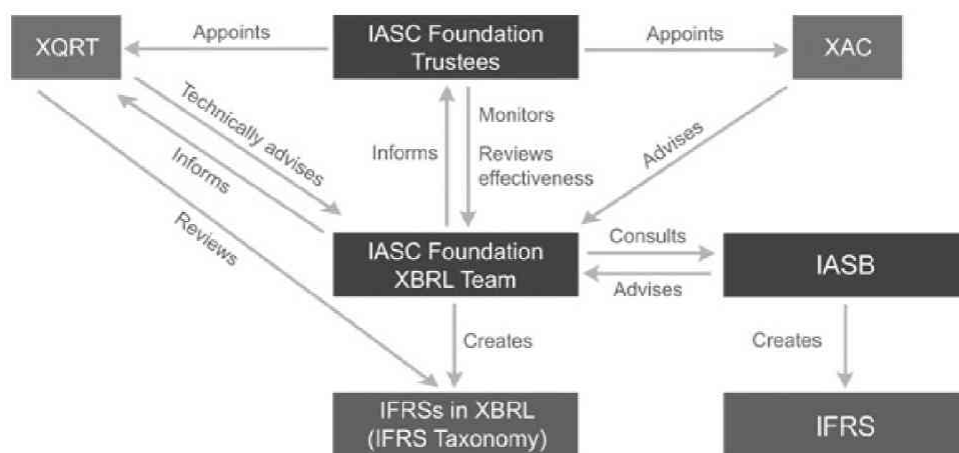
(3) IASBのXBRLへの取り組み

IASBの目標は高品質な会計基準の提供することであり、そのためには財務諸表の表示方法を組織化し、そのコンセプトを明確にすることが必要である。また財務諸表へのユーザーのアクセス方法が変化していること、ユーザー層が広がっていること、などに対処するためにもXBRLを利用した開示方法が有用である。

①組織

IASCFを中心とするIFRSタクソノミの開発・保守チームは図表2の通りである。IASBとも連携しながらXBRLを重要な開示ツールと位置づけていることがわかる。

図表2 IASCF・XBRLチームの構図



出所：IASBのホームページ（<http://www.iasb.org/The+organisation/About+XBRL/About+XBRL.htm>）より抜粋。

各組織の構成、役割は次のとおりである。

- IASCF XBRL Team：5名のメンバーで構成される。
- XBRL Advisory Council：13名のメンバーおよび5名の臨時メンバーで構成される。戦略的なアドバイスを提供する。
- XBRL Quality Review Team：18名のメンバーおよび5名の臨時メンバーで構成される。タクソノミをレビューし戦略的なアドバイスを提供する。タクソノミの質に関するミーティングを定期的に開催する。
- XBRL Board Advisors：4名のボードメンバー、COO、テクニカルディレクター、XBRLチームで構成。毎月のディスカッションやIASBの進化におけるXBRLの役割、戦略やビジョンを提示する。
- IASCF Trustees：すべてのXBRLに関連する活動をレビューする。

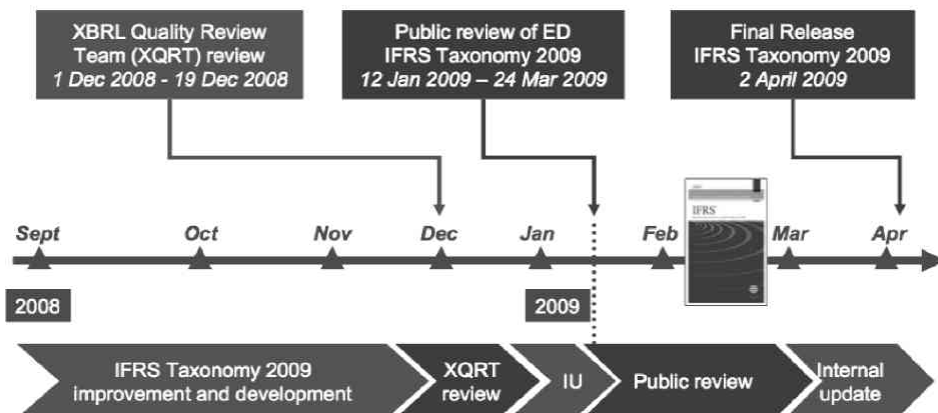
②提供物

- A license-free IFRS Taxonomy
- タクソノミの翻訳（アラビア語、中国語、オランダ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、スペイン語）
- The IFRS Taxonomy Guide
- The IFRS Taxonomy Modules Manager
- The IFRS Taxonomy Illustrated

(4) 「2009 IFRSタクソノミ」の概要

IFRSのタクソノミ設定プロセスは図表3のとおりである。

図表3 「2009 IFRSタクソノミ」設定のプロセス



出所：IASB Foundation “Reducing reporting burden with XBRL : a catalyst for better reporting” 19th XBRL International Conference, June 2009

IASCFでは、以前より毎年IFRS対応のタクソノミを提供しているが、その知識の蓄積のせいか、組織構成もしっかりしており非常にシステマチックにタクソノミの開発をおこなっていることがわかる。2009年版のタクソノミは現在、アラビア語、オランダ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、中国語、スペイン語それに韓国語への対応を済ませている。IFRSのアドプション状況を優先しているのか、韓国語への対応がはじまり、日本語への対応は遅れている印象である。

また、IASBは現在、中小企業向けのIFRS（SME）を作成しているが、XBRLの利用を想定してタクソノミをすでに用意している。大手のベンダーはIFRS-XBRLを視野に入れたシステム構築やコンサルティングをはじめている。

5. まとめ

会計基準のアドプションがすすみ、IFRSを採用する国は今後ますます増加することが予想される。IASBは2009年6月にパリで開催された第19回XBRL世界大会のプレゼンテーションにおいて、今後の予測として「IFRS採用国が150を超え、アメリカとのコンバージェンス・プログラムが終了し、XBRL形式の財務諸表はより広く使用されるようになり、比較可能性、使いやすさが増すようになる。XBRLは財務報告、定期的な業務報告双方に使えるため、管理コストを低減することができる。その結果IFRSとXBRLの組み合わせが将来の財務報告の姿となる」と結んでいる²¹。

おそらく、そういったシナリオが現実味を帯びてくる可能性も高いが、まだまだクリアすべきハードルも高い。まず、現在の日本やアメリカのXBRLを義務化した（予定を含む）電子開示システムは、日本基準、アメリカ基準をベースにタクソノミを開発し運用されている。IFRSは原則ベースの会計基準といわれるが、実際に、たとえば日本の企業がIFRSを採用することとなり、財務諸表をXBRL形式で作成するためには多くの詳細な規定が必要になることも予想される。現在のEDINETのタクソノミはIFRSには対応しないため、別途作成し直す必要が生じる。IFRSと日本基準が併存するようになるとさらに大変になる。これはアメリカでも同様である。

IASBが指摘しているように、IFRSの世界的なアドプションは目前に迫っており、この状況をもっとも活用できる財務報告言語はXBRL以外には存在しないといっても過言ではない。IASBはIFRS採用のメリットをより大きくするために各種機関を設置しXBRLのタクソノミの開発・保守に力を入れていることが何よりの証拠である。今後はすでXBRLを想定して稼働している電子開示システムにIFRSタクソノミをどのように対応させていくかがアドプションの1つの課題になるであろう。

注

- 1 SEC, “*Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements prepared in accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S.GAAP*”, December 21, 2007.
- 2 SEC, “*Roadmap for the potential use of financial statements prepared in accordance with international financial reporting standards by U.S. issuers*”, November 14, 2008.
- 3 山田辰巳「IASBを巡る国際動向と日本の対応」『企業会計』VOL.60 NO.4 (2008年4月), p.29.
- 4 山田辰巳「会計基準の国際的統一の意義と課題」『企業会計』VOL.61 NO.8 (2009年8月), p.26.
- 5 平松一夫「会計基準国際化の歴史的経緯と今後の課題」『企業会計』VOL.60 NO.4 (2008年4月), pp.18-19.
- 6 山田辰巳, 前掲論文, p.26.
- 7 東京合意の詳細に関してはASBJのホームページ (<http://www.asb.or.jp>) を参照。
- 8 IFRS対策会議の他, 「IASB対応検討委員会」, 「教育・研修委員会」, 「翻訳委員会」, 「個別財務諸表開示検討委員会」, 「広報委員会」が設置された。
- 9 詳細については拙稿『電子開示を巡る国際的動向』「中部大学経営情報学部論集」第23巻第1・2合併号 (2009年3月), pp.33-36を参照。
- 10 Mark W Green, “*Opening Remarks before the Commission Open Meeting? Interactive Data*”, December 15, 2008.
- 11 SEC, “*Interactive Data to Improve Financial Reporting (No.33-9002)*”, January 30, 2009.
- 12 代表的な企業としてRRドネリー, エドガーオンラインなどがある。
- 13 米山徹幸「米企業の約8割, 社内にXBRLの専門家なし」ビデオリサーチインタラクティブコラム (2008年8月)。
- 14 金融庁「第1四半期に係る四半期報告書におけるXBRLデータの提出結果について (<http://www.fsa.go.jp/search/20081021.html>)」(2008年10月21日)による。
- 15 詳細は拙稿「XBRLによる財務情報の電子化」『国際財務報告論』(中央経済社, 2007年8月)を参照。
- 16 XBRL UK, “*Government proposal to make XBRL mandatory for company tax filings from 2010 is a sensible and prudent step, says industry body*”, March, 2006, p.1.
- 17 EDGAR Online, “*Introducing Interactive Data: The eXtensible Business Reporting Language for Today*”, pp.15-16.
- 18 XBRL Japan 「FACT BOOK 7.1」 November 2005, p.41.
- 19 EDGAR Online, *Ibid.* p.15.
- 20 XBRL の言語的特徴や詳細については, XBRL Japan の公式ホームページ (<http://www.xbrl.or.jp>) を参照。
- 21 Philippe DANJOU (IASB), “*Reducing regulatory burden with XBRL; a catalyst for better reporting*”, 19th XBRL International Conference (Paris, France), June 22-25, 2009.

参考文献

- ・河崎照行編著『電子情報開示のフロンティア』(中央経済社, 2007年)。
- ・河崎照行監訳『21世紀の財務報告』(同文館出版, 2007年)。
- ・坂上学『会計人のためのXBRL入門』(同文館出版, 2007年)。
- ・XBRL Japan監修, 坂上学, 白田佳子編『XBRLによる財務諸表作成マニュアル』(日本経済新聞

- 社，2003年）。
- ・金融庁「第1四半期に係る四半期報告書におけるXBRLデータの提出結果について」（2008年10月21日）。
 - ・杉本徳栄「IFRS受入れを巡る米国の対応」『企業会計』VOL.60 No.4（2008年4月）。
 - ・杉本徳栄「米国内でのIFRS適用に向けた動き」『企業会計』VOL.61 No.1（2009年1月）。
 - ・平松一夫「コンバージェンス後のわが国会計基準の展望」『企業会計』VOL.61 No.1（2009年1月）。
 - ・平松一夫「会計基準国際化の歴史的経緯と今後の課題」『企業会計』VOL.60 No.4（2008年4月）。
 - ・淵田康之『XBRL入門』（日本経済新聞社，2003年）。
 - ・山田辰巳「会計基準の国際的統一の意義と課題」『企業会計』VOL.61 No.8（2009年8月）。
 - ・山田辰巳「IASBを巡る国際動向と日本の対応」『企業会計』VOL.60 NO.4（2008年4月）。
 - ・米山徹幸「本格化するXBRL エドガーを双方向データに書き換えるSEC」『IRの話題』大和インベスター・リレーションズ（2007年2月）。
 - ・米山徹幸「SEC, XBRLデータの決算情報サービスを開始」『IRの話題』大和インベスター・リレーションズ（2008年3月）。
 - ・阿部 仁「EDINETの現状と今後の展開～XBRLの導入を中心として」『中部大学経営情報学部論集』第21巻1-2合併号（2007年3月）。
 - ・阿部 仁「EDINETにおけるXBRLの導入－新EDINETの概要と課題－」『中部大学経営情報学部論集』第22巻1-2合併号（2008年3月）。
 - ・阿部 仁「電子開示をめぐる国際的動向」『中部大学経営情報学部論集』第23巻1-2合併号（2009年3月）。
 - ・阿部 仁「XBRLによる財務情報の電子化」『国際財務報告論』（中央経済社，2007年8月）。
 - ・XBRL JAPAN編「FACT BOOK 9」（XBRL JAPAN 2007年3月）。
 - ・EDGAR Online, “Introducing Interactive Data: The eXtensible Business Reporting Language for Today”, 2007.
 - ・Mark W Green, “Opening Remarks before the Commission Open Meeting ? Interactive Data” Speech by SEC Staff, 2008.12.
 - ・SEC, “SEC Proposes New Way for Investors to Get Financial Information on Companies” 2008.5.
 - ・SEC, “Interactive Data to Improve Financial Reporting (33-8929)” 2008.5.
 - ・SEC, “Interactive Data to Improve Financial Reporting (No.33-9002)” 2009.1.
 - ・SEC, “Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements prepared in accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP”, December 21, 2007.
 - ・SEC, “Roadmap for the potential use of financial statements prepared in accordance with international financial reporting standards by U.S. issuers”, November 14, 2008.
 - ・XBRL UK, “Government proposal to make XBRL mandatory for company tax filings from 2010 is a sensible and prudent step, says industry body”, March, 2006, p.1.